

令和4年度第2回 市川市福祉有償運送運営協議会

日 時：令和5年2月6日(月)

午後4時～午後5時(予定)

場 所：市川市役所第1庁舎5階

第4委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議題

- (1) 団体から提出された移送サービス状況について
(令和4年4月～令和4年9月)
- (2) 福祉有償運送の更新登録の申請について
 - ①社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan
 - ②社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川
 - ③NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川
- (3) その他

3 閉 会

《配布資料》

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 移送サービスの状況(令和4年4月～令和4年9月)
- ・ 資料2-①-1 申請団体要件確認票
(社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan)
- ・ 資料2-①-2 団体情報
(社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan)
- ・ 資料2-②-1 申請団体要件確認票
(社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川)
- ・ 資料2-②-2 団体情報
(社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川)
- ・ 資料2-③-1 申請団体要件確認票(NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川)
- ・ 資料2-③-2 団体情報(NPO 法人生きがいと助けあい SSU 市川)

移送サービス状況報告書(令和4年4月～令和4年9月)

	社会福祉法人一Route 地域生活支援センターCan		社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村 介護ステーション市川		特定非営利活動法人 生きがいと助けあい SSU市川		社会福祉法人市川レンコンの会 レッツ・レンコン		特定非営利活動法人 輝の会 オリーブの家		特定非営利活動法人 ココCOLORねっと		社会福祉法人いちばん星 ミルキーウェイ		一般社団法人 ロッタリンクス	
	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比
1. 登録会員状況 (令和4年9月末時点)	438人	±0	16人	+1	196人	+11	100人	±0	69人	±0	19人	-2	151人	±0	5人	±0
イ、身体障害者	0人	±0	11人	+1	38人	±0	2人	±0	7人	±0	3人	±0	1人	±0	0人	±0
ロ、精神障害者	0人	±0	1人	±0	11人	+2	0人	±0	0人	±0	0人	±0	8人	±0	2人	±0
ハ、知的障害者	438人	±0	4人	±0	24人	±0	98人	±0	62人	±0	0人	±0	142人	±0	3人	±0
ニ、要介護者	0人	±0	0人	±0	87人	+5	0人	±0	0人	±0	6人	±0	0人	±0	0人	±0
ホ、要支援者	0人	±0	0人	±0	33人	+4	0人	±0	0人	±0	8人	-2	0人	±0	0人	±0
ヘ、基本チェックリスト該当者	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0
ト、その他障がい	0人	±0	0人	±0	3人	±0	0人	±0	0人	±0	2人	±0	0人	±0	0人	±0
2. 利用会員状況 (令和4年9月末時点)	16人	+2	13人	+2	96人	+26	30人	-3	38人	±0	10人	-3	79人	+8	2人	-2
イ、身体障害者	0人	±0	10人	+1	21人	+4	1人	±0	3人	±0	3人	±0	0人	±0	0人	±0
ロ、精神障害者	0人	±0	1人	±0	7人	-1	0人	±0	0人	±0	0人	±0	2人	-1	1人	-1
ハ、知的障害者	16人	+2	2人	+1	9人	+3	29人	-3	35人	±0	0人	±0	77人	+9	1人	-1
ニ、要介護者	0人	±0	0人	±0	39人	+14	0人	±0	0人	±0	2人	-1	0人	±0	0人	±0
ホ、要支援者	0人	±0	0人	±0	19人	+6	0人	±0	0人	±0	4人	-2	0人	±0	0人	±0
ヘ、基本チェックリスト該当者	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0
ト、その他障がい	0人	±0	0人	±0	1人	±0	0人	±0	0人	±0	1人	±0	0人	±0	0人	±0
3. 運行件数 (令和4年9月末時点)	96件	+34	75件	+14	1031件	-24	710件	+21	408件	-69	104件	-31	522件	+104	11件	-5
	16 (件/月)	+6 (件/月)	13 (件/月)	+2 (件/月)	172 (件/月)	-4 (件/月)	118 (件/月)	+4 (件/月)	68 (件/月)	-12 (件/月)	17 (件/月)	-5 (件/月)	87 (件/月)	+17 (件/月)	2 (件/月)	-1 (件/月)
令和4年4月	25件		9件		176件		137件		68件		16件		78件		2件	
令和4年5月	19件		6件		179件		110件		73件		19件		84件		2件	
令和4年6月	17件		12件		172件		110件		70件		16件		92件		2件	
令和4年7月	11件		11件		167件		114件		63件		16件		90件		2件	
令和4年8月	12件		20件		161件		119件		69件		20件		81件		2件	
令和4年9月	12件		17件		176件		120件		65件		17件		97件		1件	
4. 運転者の状況 (令和4年9月末時点)	4人	±0	4人	±0	25人	+3	14人	±0	7人	±0	1人	±0	13人	±0	8人	±0
第一種運転免許	4人	±0	4人	±0	24人	+4	14人	±0	7人	±0	1人	±0	13人	±0	8人	±0
第二種運転免許	0人	±0	0人	±0	1人	-1	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0
5. 車両状況 (令和4年9月末時点)	4台	±0	3台	±0	23台	+2	4台	±0	3台	-1	1台	±0	4台	±0	2台	±0
福祉車両 (団体所有)	1台	±0	3台	±0	2台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0
福祉車両 (個人持ち込み)	0台	±0	0台	±0	1台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0
セダン等 (団体所有)	3台	±0	0台	±0	1台	±0	4台	±0	3台	-1	0台	±0	4台	±0	2台	±0
セダン等 (個人持ち込み)	0台	±0	0台	±0	19台	+2	0台	±0	0台	±0	1台	±0	0台	±0	0台	±0
6. ワクチン接種のための 移動を目的とした利用件数	0回	±0	0回	±0	8回	+6	0回	-1	0回	±0	2回	±0	2回	±0	1回	±0
7. 特記事項	1,3は対前期と同程度であるが、 コロナウイルス感染対策の影響により 通常時より利用が減っている。															

福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項目	
1	運送主体	法人情報 法人名：社会福祉法人一路会 住所：千葉県市川市柏井町3丁目637番1 代表者氏名：理事長 田上昌宏
		事業所情報 事業所名：地域生活支援センターCan 住所：千葉県市川市柏井町3丁目637番4
		対象 知的障害(児)者：438名、 合計：438名
		形態 運送の発地または着地のいずれかが市川市にある。
2	使用車両 [所有区分、車種、台数 (軽自動車数)]	所有区分：所有 車種：セダン等普通自動車3 車いす車1 台数：4台(1台)
3	運行管理の責任者	野口裕二
4	整備管理の責任者	嶋田弘志
5	運転者 [人数、運転免許の種類 [75歳以上の運転者の 有無]]	人数：4名 運転免許の種類：1種 ※福祉有償運送運転者講習修了、セダン等運転者講習修了 ※過去2年間に免許停止の履歴なし 75歳以上の運転者：有(名) / ☐ 無 次回更新時まで75歳になる運転者：有(名) / ☐ 無
6	損害賠償措置	対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 加入保健会社名：三井住友海上
7	運送の対価 [入会金、年会費、運賃(距離制か時間性かも記載)、その他条件]	入会金：5000円(施設利用に対して) 年会費：3000円(施設利用に対して) 運賃：距離制 事業所から直線5キロまで500円 以降1キロ50円 (運賃の起点は市川市、終点は市川市)
8	利用時間	要望に応じて対応
9	管理運営体制	保有車両4両以下 のため、自動車運行管理等の体制のとおり



社会福祉法人一路会

地域生活支援センターCan

ご利用のしおり

住所 〒272-0802 千葉県市川市柏井町 3-637-4

電話 047-337-1301 Fax 047-337-1347

これまで、

「急な用事で、預かってくれる所があったら…。」「今日だけでも、送迎をしてくれる人がいたら…。」

ご家族の都合での利用も多かった。もちろんその時間も大切。

でも、これからは、

「休日には親とではなく、もっといろんな所へ連れて行ってほしい…。」「習い事に行かせたいけど、付き添ってくれる人がいたら…。」

本人の暮らしをもっと充実したものとするために。

ご利用頂く皆様の、

こんなニーズに添ったサービスを提供できるよう、「Can を使えば…できる」という実践を積み重ねていきたいとの想いを込めて。

『 ^{きゃん}Canーできるー 』と名づけました。

社会福祉法人一路会

地域生活支援センターCan

共同生活援助事業

(グループホーム)

入居者が地域において楽しく、安心して日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において必要な応援をさせていただきます。

指定相談支援事業

各種相談に応じ、サービス利用計画の作成を行います。

市川市移動支援事業 居宅介護等事業

(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)

本人の個性を尊重し、日常生活の適応力を高め、自立支援へ向けたサービスを提供します。

○身体介護
○家事援助
○移動支援

レスパイト事業

日帰りから宿泊まで、必要に応じてお預かりします。ご自宅や学校、通所先にお迎えに参ります。



障害児/知的障害者 市川市移動支援事業（ホームヘルプ事業）・居宅介護等事業

「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み」支援費制度の対象となるサービスです。

対象者

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児

事業所の種類

指定知的障害者居宅介護事業所 12000200029110号

指定児童居宅介護事業所 12000300029119号

サービス内容

1. 身体介護 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などの介助。通院等の介助。
また、適切な方法や習慣が、習得されていない場合の支援。
2. 家事援助 調理、衣服の洗濯、生活必需品の買い物などの介助。
部屋の掃除など、整理や片付けの方法や習慣が、習得されていない場合の支援。
3. 移動支援 バスや電車を利用して外出し、買い物、映画鑑賞、レストランで食事などの余暇支援。

利用方法

まず市役所（障害者支援課）へ...

1. 申請

移動支援（ホームヘルプ）の申請をします。どんなサービスを受けたいのか、担当者に細かく伝えてください。

2. 「受給者証」の発行

「受給者証」、「委任状」などの必要書類が送付されます。利用できるサービスや、時間が記載されています。

1. 契約

ご利用になる前に、Canとの契約が必要です。
サービスを組み立てる（ケアプラン作成）ための面談をさせていただきます。

Canへ、お電話下さい。
契約の手続きは、要予約。

2. 利用

ヘルパーと1対1で、その人に合わせて作成したケアプランをもとに、必要なサービスを提供します。

3. 報告および精算

ヘルパーが、管理表に必要事項を記入し、本人の活動中の様子などを伝え、費用の精算を行ないます。

※ 申請の方法や利用の仕方など、ご不明な点はCanまでお問い合わせください。電話047-337-1301

利用時間

年中無休 24時間（受付 月曜～金曜（祝日は除く）午前9:00～午後5:00）

サービス提供責任者
杉本展崇
（すぎもとひろたか）

ヘルパー心得

◇一見しただけでは分らない個性（好きなこと、こだわりやパニックの場面）や、コミュニケーションのとり方など、本人との関係づくりを大切にします。

◇最初は必要と思われる日常生活全般の支援も、少しずつ本人の力を引き出し伸ばしていくという視点を持ちます。

◇今、何に困っているのか、どんなことがしたいのか、何を望んでいるのかということを探求し、一人ひとりのニーズを尊重しながら、「その人らしい生活」が送れるように支援する姿勢を大切にします。

利用料金

利用者負担金	受給者証に記載されている額		1 ヶ月分まとめて請求します。
活動費 (実費)	交通費	本人分、ヘルパー分を負担 (本人とヘルパーが出会った時点から、活動終了まで)	サービス利用時に精算します。
	入場料、チケット代など	本人分、ヘルパー分を負担	
	食事	本人分のみ負担	
送迎	※ レスパイトの送迎を組み合わせてください。		サービス利用時に精算します。

料金について

- ・利用者負担金は、郵便口座引き落としです。

保険について

- ・Can では「あいおい損害保険株式会社 社会福祉施設総合保険（補償の概要 第三者への賠償責任）」へ加入しています。
- ・Can をご利用になるには、24 時間対応の傷害保険（AIU 保険など）の加入をお願いします。
- ・事故のないよう最大限努力しますが、万一の場合は保険の範囲内で対応させていただきます。



レスパイト事業

1. レスパイトサービス（随時受付） 必要なとき、必要な時間お預かりします。年齢、理由は問いません。

登録

事前の会員登録が必要です。

1. 登録用紙、利用同意書
2. 傷害保険証書のコピー
3. 面接（必要な方）
4. 登録料 5,000 円
5. 年会費 3,000 円

※ 新規でご利用を希望の方は、Can まで登録用紙等をご請求ください。

予約

ご予約は電話、またはFAXでOK！

1. 日時
2. 送迎の有無、場所
3. 食事の有無

予約状況により、お断りしなければならない場合がありますので、お早めにご連絡下さい。

留守の場合は、留守番電話にメッセージを入れて下さい。
折り返し、こちらからお電話いたします。

※ 緊急の場合は、携帯電話にお電話下さい。

精算

サービス終了後に料金精算をします。

迎えに来られた時、あるいは家へお送りした時に利用料金をお支払い下さい。

サービスに対する質問や苦情等は、その都度お申しつけ下さい。

利用

ご予約時間は厳守して下さい。

予約時間にCanまでお送り頂くか、お家などまで迎えに伺います。
やむを得ず予約時間をオーバーする場合は、必ずご連絡下さい。

1. 学校や作業所などへ送迎を依頼する時は、Can のスタッフが送迎する事を事前に連絡しておいて下さい。
2. 着替え、投薬の必要な方は必ずお持ち下さい。薬については必ずスタッフに飲ませる時間を伝えて下さい。
3. 引継ぎの際には本人の調子を必ず伝えて下さい。

レスパイト 料金表	
登録料	5,000 円 ※ 登録年度のみ。
年会費	3,000 円 ※ ご利用のある年度のみ年会費をいただきます。
日帰り	1 時間 700 円 6 時間目より 600 円 10 分ごとに 100 円 (キャンセル料 1 日前 300 円 当日 500 円)
宿泊	1 泊 5,400 円 (15 時間以内) それ以上 1 時間 400 円 15 分ごとに 100 円 (キャンセル料 1 日前 300 円 当日 500 円) ※ 利用の限度...原則として 1 回 3 泊 4 日。
送迎	・レスパイトに伴う場合 5km 以内 500 円 それ以上 1km ごとに 50 円 (各 1 回につき) ※ 原則として車での送迎です。
食事	朝食 300 円 昼食 500 円 夕食 700 円 ※ 外食、弁当などの場合は実費
派遣・付添い	※ ご相談ください。

料金について

- ・登録料、年会費、利用料などのお支払いは現金のみの扱いとなります
- ・市川市外の方は、利用料を倍額とさせていただきます。
- ・生活保護家庭、またはそれに準ずる方は、証明書のコピーをお願いします。登録料、年会費、利用料を半額とします。
- ・兄弟で登録する場合は、登録料、年会費は 1 人分。同じ時間に利用する場合 2 人目以降は、利用料を半額とします。

利用について

- ・利用が重なった場合、お断りする場合があります。その場合、緊急を優先します。
- ・年末年始 (12/30~1/3) は休業とします。但し、「緊急」の場合はご相談下さい。
- ・Can の都合でお預かりできない場合、1 回のみ、他の事業所を登録料、年会費無料でご利用できます。(詳しくはご連絡を。)

保険について

- ・ 24 時間対応の傷害保険 (AIU 等) に加入して下さい。事故のないよう最大限努力しますが、万一の場合は保険の範囲内で対応させていただきます。



案内図

＜交通案内＞

- ・JR 武蔵野線 市川大野駅 徒歩 25 分
- ・JR 総武線 本八幡駅北口
医療センター入口行きバス 浜道下車徒歩 7 分
- ・JR 総武線 市川駅北口
市川北高校行きバス 浜道下車徒歩 5 分
- ・JR 武蔵野線 船橋法典駅
市川霊園行きバス・保健医療福祉センター行き
柏井下車徒歩 5 分



詳細図及び概観図

福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項目	
1	運送主体	法人情報 法人名：社会福祉法人 生活クラブ 住所：千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1 代表者氏名：理事長 水谷 靖之
		事業所情報 事業所名：生活クラブ風の村 介護ステーション市川 住所：千葉縣市川市須和田 1-23-4
		対象 身体障害者：10名、精神障害者：3名、知的障害者：3名
		形態 運送の発地または着地のいずれかが市川市にある。
2	使用車両 [所有区分、車種、台数 (軽自動車数)]	所有区分：事業所所有 車種：福祉車両(車椅子対応) 台数：3台
3	運行管理の責任者	土屋 緑
4	整備管理の責任者	土屋 緑
5	運転者 [人数、運転免許の種類 [75歳以上の運転者の 有無]]	人数：5名 運転免許の種類：1種 75歳以上の運転者：有(名) / ☐ 無 次回更新時まで75歳になる運転者：有(名) / ☐ 無
6	損害賠償措置	対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 加入保険会社名：損害保険ジャパン株式会社
7	運送の対価 [入会金、年会費、運賃(距離制か時間性かも記載)、その他条件]	入会金：0円 年会費：0円 運賃：距離制 初乗り走行4キロまで500円、以降1キロごとに100円 (運賃の起点は市川市、終点は市川市)
8	利用時間	要望に応じて対応 ※基本的に事業所の開所時間内
9	管理運営体制	保有車両4両以下のため、自動車運行管理等の体制のとおり

ケアワーカー募集中!

利用者さんも

働くヘルパーさんも

大切にしているステーションです!

いっしょに働きませんか?



資格 介護福祉士・ヘルパー(1, 2級)

時給 1, 280円 ~

- * 時間外割増、土日祝日手当あり
- * 評価制度、資格手当あり
- * 有給制度、共済制度あり
- * 交通費全額支給



お問い合わせは・・・

社会福祉法人生活クラブ
生活クラブ風の村
介護ステーション市川
047-375-3300

社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション市川

●居宅介護支援事業(裏面)

- * ケアプランを作成します。
- * 介護保険認定の申請代行も行います。

●介護保険訪問介護事業

- * ヘルパーを派遣します。
ケアプランによりサービスの依頼があった後、サービス提供責任者がご自宅に伺い、具体的なサービス内容を決めます。
サービス内容は以下の通りです。
身体介護—食事・排泄・清拭・入浴等の介助
生活支援—調理・掃除・洗濯等の自立支援

●障害福祉居宅介護事業

- * 身体・知的・精神障害の方のお宅にヘルパーを派遣します。
- * 外出支援サービスを行います。

●要援護者向けサービス

- * 保険外利用のご相談もお受けします。
(1時間2, 600円)
・通院の付き添いなど

市川市須和田 1-23-4 きなりの街すわだ
TEL 047-375-3300
FAX 017-375-3377



生活クラブ風の村介護ステーション市川

市川のまちで
自分らしい生活の
お手伝いをします





生活クラブ風の村介護ステーション市川

居宅介護支援事業所
047-375-3388

ケアプラン 作ります！

まずは**介護保険**のこと



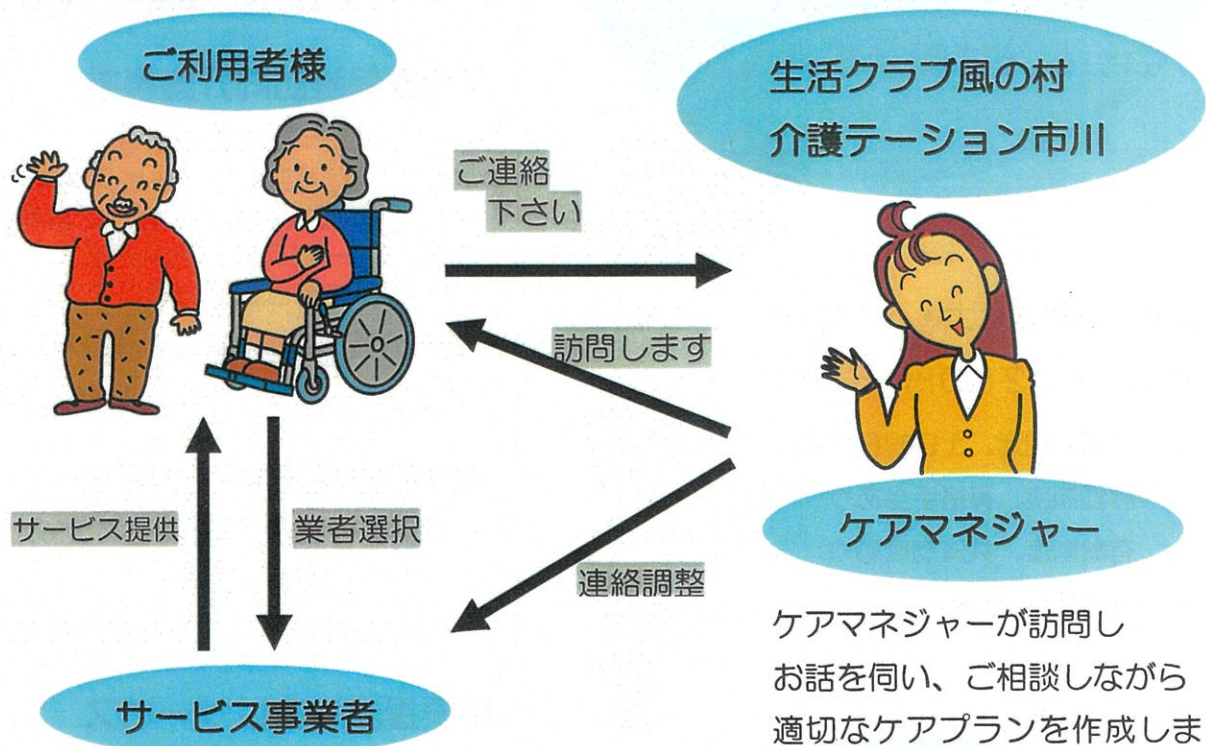
お気軽に
ご相談ください。

- ・最近物忘れがあって不安・・・
- ・家族の介護、どうしたらいい？
- ・介護保険料を支払っているけど
どうやって使うの？

こんなお悩みやご質問をおもちの方、
ご近所やご親戚、お友達に介護でお困りの方が
いらっしゃいましたら、
ぜひお電話ください！



まずはケアマネジャーにお電話を！



ケアマネジャーが訪問し
お話を伺い、ご相談しながら
適切なケアプランを作成しま

- ・ ホームヘルプサービス
- ・ 訪問入浴サービス
- ・ デイサービス
- ・ 福祉用具貸与、購入
- ・ ショート・ステイ、住宅改修 etc...



福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項目		
1	運送主体	法人情報	法人名：特定非営利活動法人生きがいと助けあいSSU市川 住所：千葉県市川市塩焼 2-11-14 代表者氏名：会長 栗山 英仁
		事業所情報	事業所名：特定非営利活動法人生きがいと助けあいSSU市川 住所：千葉県市川市塩焼 2-11-14
		対象	イ.身体障害者54名 ロ.精神障害者6名 ハ.知的障害者28名 ニ.要介護認定者75名 ホ.要支援認定者31名 ヘ.基本チェックリスト該当者0名 ト.その他2名（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害） 合計196名
		形態	運送の発地または着地のいずれかが市川市にある。
2	使用車両 [所有区分、車種、台数 (軽自動車数)]		所有区分：団体車両、持ち込み車両 車種：福祉車両、セダン等 台数：23台（軽5台）
3	運行管理の責任者		栗山 英仁、中村 哲三
4	整備管理の責任者		阿部 基彦
5	運転者 [人数、運転免許の種類 [75歳以上の運転者の 有無]]		人数：25名 運転免許の種類：1種、2種 75歳以上の運転者：有(7名) / 無 次回更新時までに75歳になる運転者：有(9名) / 無
6	損害賠償措置		対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 加入保健会社名：(株)ライフサポート他
7	運送の対価 [入会金、年会費、運賃(距離制か時間性かも記載)、その他条件]		入会金：1,000円 年会費：1,000円 運賃：距離制と時間制の併用 距離制 10km以上で250円、以降5km毎に250円増し。 時間制 1時間1,400円。 15分以下、ごく短い距離は特別料金700円。 ②その他条件 ・福祉車両使用の場合はリフト操作2回まで100円、以降操作2回毎に100円増し。 ・巡回・乗り合いサロン（塩焼、陽だまり、わいわい）は、短時間近隣の場合1人1回500円。それ以外は別途料金。 ・土日祝日料金は1回300円加算（往復別々のお迎えでも1回） （運賃の起点は市川市、終点は市川市）
8	利用時間		要望に応じて *基本的に事業所の開所時間内
9	管理運営体制		保有車両 25台以下の為、自動車運行管理等の体制のとおり

SSU 市川はこんな団体です

この法人は、高齢者が健康維持に留意しながら生きがいの持てる社会活動に参加できるよう、ボランティア精神を基本とした地域福祉サービスを提供し社会福祉の増進に寄与します

会員制 正会員（運営会員・利用会員）
賛助会員（団体・企業・個人）
会費 入会金：正会員は 1000 円
年会費：毎年度 1000 円
賛助会員は 3000 円から
登録した運営会員が利用会員に、
サービスを提供します。

団体運営の仕組み

助けあい運営会員は、定められた利用料を基に活動した時間に応じ活動料金の中から 2 割程度を事務費として会に収めます。
NPO法に沿って、訪問介護事業などの事業収益は助けあい活動の運営に活かしていきます。
地域で長く活動を続けるために、皆様のご理解をよろしくお願いします。

市川市の委託事業

塩焼地区 7 か所の公園のトイレ清掃
行徳中央公園のテニスコート管理

万が一のときの為に 保険が適用されます

活動中の事故や怪我等については、ちょっとしたことで事務所へご連絡ください。
ただし、送迎サービス中の車の事故については使用車両に入っている保険が適用となります。
ご理解とご協力をお願いします。

地域の福祉は 地域住民の手で

SSU は重度障がい者の支援を機に、地域の様々な応援を頂いてきました。

誰もが願う「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」という想いに応えるべく、きめの細かいサービスを提供し、地域の皆様のご希望を叶えたいと考えます。

賛助会費でご協力下さい

会の趣旨にご賛同いただける方は、賛助会員でご協力をお願いします。（個人・団体・企業）

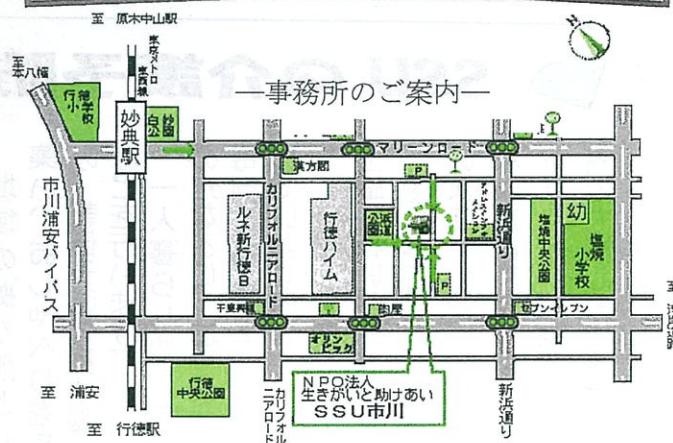
年会費 ひと口 3000 円から何口でも

下記口座へお振込み下さい。

郵便局振替口座名義 SSU市川

口座番号 00150-9-542950

（会費・事務費等の振込みも OK）



入会のご案内



SSU市川は塩焼地区
自治会連絡協議会のご
支援を頂いております

NPO 法人 生きがいと助けあい

SSU市川

電話 047-359-9888

FAX 047-359-9887

受付 月～金曜・午前9時～午後5時

住所 千葉県市川市塩焼 2-11-14

メールアドレス: tasukeai@ssu-ichikawa.jp

ホームページ <http://ssuichikawa.jp>

ブログ <http://blog.livedoor.jp/ssuichikawa>

SSU 市川介護サービス

訪問介護（ヘルパー派遣）

平成 11 年、重度の障がい者の会員さんに介護が必要になったのをきっかけに、平成 15 年障害者支援費制度を開始。

事業名：介護保険訪問介護事業
居宅介護事業

登録ヘルパー数 35 名

事業所番号 1212700205

連絡先電話番号 047-390-2800

居宅介護支援事業（ケアマネ）

平成 18 年介護保険障害者支援費制度を開始

介護

事業名：介護保険居宅介護支援事業

事業所番号：12801788

職員数：介護支援専門員 3 名

障害

事業名：障害者総合支援計画相談事業

事業所番号：1232700219

職員数：計画相談員 2 名

連絡先電話番号 047-359-9888

自主事業（助けあい） 送迎サービス

利用者及びドライバーは、事前登録が必要です。
ドライバーの車庫から利用会員を迎えに行き目的地に送り、ドライバーが車庫に戻るまでの時間を所要時間とする

所要時間×1400 円＋距離制料金

リフトカーの場合は別途介助料が必要

送迎サービス（福祉有償運送）の利用について

- ・介護や障害手帳をお持ちの方で、ひとりではタクシー等の利用が出来ない方が対象です。
- ・事業の内容については、市川市が設置する運営協議会の場で協議されます。
- ・利用を希望する人は運営協議会の実施要件に基づき利用登録を行います。

福祉有償運送については市川市の運営協議会で審議されて千葉県陸運局の許可で行っています。

登録運転者数 22 名

許可番号 関千福第 81 号

自主事業（助けあい） 生活支援サービス

助けあい会員が行う助けあいサービス

家事・介護・子育て

1300 円…日常の家事・介護・子育て

1700 円…換気扇の掃除等・双子の子育て

通院介助

1700 円…病院等の付き添い

庭の手入れ・草取り

2000 円…1 時間あたり

大掃除・特別な汚れの片づけ等

別途見積もり（お部屋の状態によって）

登録ヘルパーが行う助けあいサービス

ヘルパーが行う家事・介護・子育てサービスは一律 1700 円となります



SSU の介護予防事業（サロン）

SSU 市川は会員制です
介護サービスをご利用の方も
ご入会にご協力をお願いします

入会金 1000 円
年会費 1000 円

当会では、個人情報の取扱いについては国の個人情報保護法に基づいて行っています。

月曜・水曜のサロン
地域の拠り所として
集い、おしゃべりを楽し
み、転倒予防体操や脳トレ
などを行います。
一人暮らしや日中独居
の方などに、お勧めです。
毎回 10 ～ 15 人が参加
しています。

土曜 わいわいサロン

主に男性を対象にして
います。出かける機会が少
ない方に麻雀や将棋、カラ
オケなど、経験者も未経験
者でも楽しんで頂けます。

月曜 陽だまりサロン
水曜 塩焼サロン
土曜 わいわいサロン
時間 午後 1 時～4 時
参加費 2000 円
出来るだけ介護保険を
使わずに元気で過ごした
いと願う高齢者や障がい
者等を対象に介護予防を
目指します。
初めての方も、すぐに
うち解けて知り合いが増
えます

令和4年度第2回 市川市福祉有償運送運営協議会	当日配布資料 1
令和5年2月6日(月)	

国自旅第317号

令和2年11月27日

一部改正 国自旅第238号

令和4年 9月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号）は廃止する。

福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第2号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、当該市町村に利用登録を行った者又は当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）、施行規則第4条第2項に規定する協議会、施行規則第51条の7に規定する運営協議会（運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送（持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号。以下、「整備等省令」という。）に

よる改正前の施行規則により登録を受けた福祉有償運送を含む。)を行
っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によっ
て新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けてい
ない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げ
る事項を記載した申請書(様式第2-1号)に、(3)に掲げる添付書類
を添えて、運送の区域の所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)を
管轄する運輸支局長等(兵庫県にあつては神戸運輸監理部長、沖縄県にあ
つては陸運事務所長を含む。以下同じ。)(複数の市町村を運送の区域とす
る場合にあつては、地域公共交通会議等の協議が調った市町村のうち主た
る事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等)又は指定都道府
県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別
「福祉有償運送」と記載する。

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する地域公共交通会議等の協議が調
った区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域
にあることを要するものとする。

地域公共交通会議等が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府
県によって主宰される場合の運送の区域は、当該地域公共交通会議等の
地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の
目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ
確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するもの
とする(記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。)
この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書
には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所(活動拠点を定めた
場合にはその名称及び住所)を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに特定非営利活動法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持込みの自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

（ハ）兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

（ニ）回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

（ホ）セダン等

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた運送者は、様式第 2－6 号に定める前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年 5 月 31 日までに運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、市町村又は特定非営利活動法人等に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、施行規則第 49 条第 2 号に規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交

通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。ただし、当該区分の申請に関し地域公共交通会議等における協議が調っている場合は、この限りでない。

- (イ) 施行規則第49条第2号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ニに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。
- (ロ) 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者を対象とする場合には、地域公共交通会議等において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。
- (ハ) 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。

- (二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることを要するものとする。

- ⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき

法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運

送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

⑩ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（3）添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、特定非営利活動法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める、地域公共交通会議等において

協議が調っていることを証する書類とは、地域公共交通会議等が申請者に交付した様式第２－５号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して地域公共交通会議等における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・ 住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・ その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調えるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するよう努めるものとする。

施行規則第５１条の７第２号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第５条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域において、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなす。この場合は、様式第２－５号に定める書類に代えて、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第２－５号に定める書類及び地域公共交通計画の双方を提出するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第５１条の３第５号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧
- (ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者

については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

- (ハ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、以下のとおりとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧
(ロ) 様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し
(ハ) 施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、

(ロ) 及び (ハ) に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第8号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の

責任者の就任承諾書及び様式第 7 号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が 5 両以上となる事務所（以下「特定事務所」という。）の場合には、運行管理の責任者が施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 9 号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第 7 号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、整備管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 1 0 号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第 7 号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、運行に関する委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第 5 1 条の 3 第 1 1 号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第 5 1 条の 2 6 に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は

様式第 8 号に定める加入する計画があることを証する書類とする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第 9 号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第 51 条の 3 第 12 号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第 51 条の 29 各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第 8 号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

ただし、市町村が運送の主体である場合にあっては名簿の作成及び事務所へ備え置くことを要しない。

（４）登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記 1 参照）

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1 の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所が特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第 10 号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

- (イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。
- (ハ) 運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せ運輸支局長等又は指定都道府県等の長に報告を行うこと。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、当該福祉有償運送の実施が必要である旨の協議が

調っていないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあつては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ニ）施行規則第51条の24に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ホ）施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

（ヘ）施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 対価の公示等

旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するなどして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の

確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(3) 運行管理の責任者の講習

施行規則第51条の18の定めにより、運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせるものとする。

(4) 運行に関する計画

施行規則第51条の19の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては、道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

(5) 交替するための運転者の配置

施行規則第51条の20の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

(6) 異常気象時等における措置

施行規則第51条の21の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

(7) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

② 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

③ 施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、ア

ルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

- ④ 施行規則第51条の22第4項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(8) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の23第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 特定非営利活動法人等が実施する場合における、施行規則第51条の23第3項に定める運転者証は、参考様式第ト号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（ＩＤカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(9) 事故の場合の処置

施行規則第51条の25第2項に定める事故の記録は、参考様式第チ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(10) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の26に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(11) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の27に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。
文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺５センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(12) 車内の掲示

市町村が実施する場合における、施行規則第５１条の２８に規定する自動車内の掲示について、以下に掲げる事項を旅客から見やすいように掲示するものとする。

① 運送者の名称

② 運転者の氏名

③ 旅客から収受する対価

(13) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第５１条の２９に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(14) 苦情処理体制の確保等

施行規則第５１条の３０第１項に定める苦情処理の体制については、様式第７号に記載するものとし、同条第２項に定める苦情処理の記録は、参考様式第リ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(15) その他の留意事項

- ① 運行の委託に併せて福祉有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。

- ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、福祉有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を

定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第2-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があつた場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 添付書類

更新登録申請書には、施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添

付を省略することができるものとする。

① 定款等の書類

② 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）

（３）更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を３年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、５年）とし、いずれかに該当しない場合にあっては２年とする。

① 法第７９条の９第２項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと

② 法第７９条の１０に基づく自動車事故報告規則第２条第１項に規定する事故を引き起こしていないこと

③ 法第７９条の１２の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

（４）更新登録の実施

① 上記２．の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。

② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。

④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法

により公表するものとする。

- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、２．（５）の場合に準じ、様式第１１号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

６．変更登録

（１）変更登録を行う場合

法第７９条の７の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に交通空白地有償運送（整備等省令による改正前の公共交通空白地有償運送を含む。）及び福祉有償運送（整備等省令による改正前の福祉有償運送を含む。）を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

- ③ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
- ④ 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。）

（２）変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第２－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

（３）添付書類

施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものと

する。

① 運送の区域が拡大又は変更しようとする場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑪に掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

③ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合

(イ) 上記 2. (3) ①～⑪に掲げる書類のうち、変更しようとする運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 変更しようとする運送の区域に係る地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

④ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合

(イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ロ) 登録証

(4) 変更登録の実施

① 変更登録は上記 2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長

は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に於いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

④ 変更登録を拒否した場合に於ては、2.(5)の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合に於ては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合に於ては、有効期間の更新は行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第2-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合に於ては、当該届出書に施行規則第51条の3第8号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、令和4年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 本処理方針の4.(7)③は、当分の間、適用しない。
3. 廃止前の「市町村運営有償の登録に係る処理方針」（ただし市町村福祉輸送に限る）又は「福祉有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2(4)①の登録番号とみなす。

登録番号の付与方法

○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】

関 東 福 第 ○○○○ 号

↑ ↑ ↑ ↑

一連番号

有償運送の種別 福：福祉有償運送

登録を行った運輸支局の頭 1 文字（例：東京運輸支局）

登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭 1 文字（例：関東運輸局）

○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】

東京都 福 第 ○○○○ 号

↑ ↑ ↑

一連番号

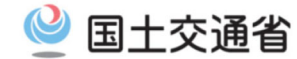
有償運送の種別 福：福祉有償運送

登録を行った地方公共団体の名称（都道府県市区町村）

注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。

2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

道路運送法施行規則改正概要(令和4年10月1日施行)①



背 景

- 自家用有償旅客運送者は、乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)においては、道路交通法及び道路運送法に基づき、安全運転管理者及び運行管理の責任者の双方の選任が義務付けられている。
- 今般、道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなった。
- 安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則について所要の改正を行う。

改正の概要

- ①自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ②自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

スケジュール

公布: 令和4年9月7日

施行: 改正道交法の施行の日(令和4年10月1日)

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、③の規定は適用しない。(道路交通法施行規則において同様の改正を予定していることを踏まえたもの)

令和4年度第2回 市川市福祉有償運送運営協議会	当日配布資料3
令和5年2月6日(月)	

国 自 旅 第 2 4 4 号
令和 4 年 9 月 3 0 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について

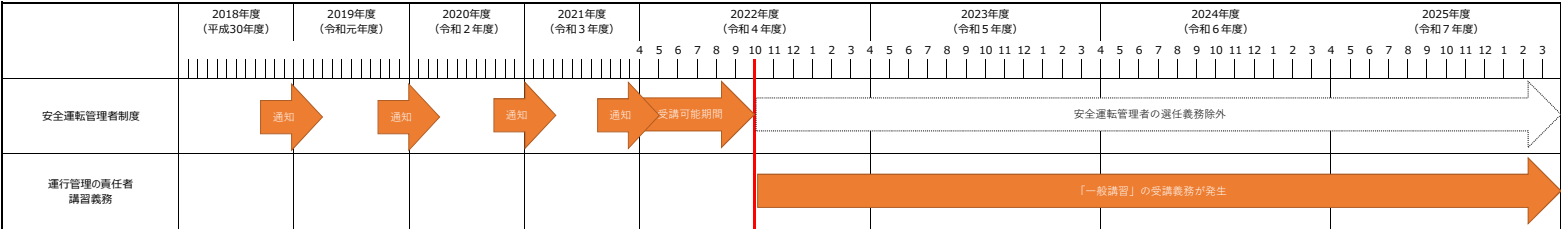
自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者における、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について、下記の者を該当するものとして取り扱うこととしたので遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- 自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者であって、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成24年国土交通省告示第454号）第2条第2号に規定する一般講習を修了した者。

自家用有償旅客運送の運行管理の責任者に対する受講義務について

【安全運転管理者制度及び運行管理の責任者制度について】



【講習受講条件】

- ・選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受けさせなければならない。
(経過措置)
- ①令和3年度以前に選任された者(②を除く)：令和5年度の末日(令和6年3月31日)までに初回の講習を受けさせなければならない。(以後2年ごと受講)
- ②令和4年度中に安全運転管理者の講習を受けた者：令和4年度において運行管理の責任者講習を受講した者とみなす。(以後2年ごと受講)

